

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者費用徴収事務取扱実施要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第31条及び熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「規則」という。)の規定に基づく措置入院者等からの入院に要する費用の徴収について、必要な事項を定める。

(認定及び費用徴収の取扱い)

第2条 規則第9条において「生計を一にする」とは、「社会生活において収入と支出を共同にして消費生活を営んでいること」をいい、次により取り扱うこと。

- (1) 措置入院者等と同一住所の者は、原則として生計を一にする者とみなす。
- (2) 措置入院者等と住所の異なる者は、措置入院者等又は措置入院者等と生計を一にする者との関係で次のいずれかの事実がない限り別生計とみなす。
 - ア 消費物資の共同購入を行っていること。
 - イ 出稼ぎ等により送金していること。
 - ウ 生活費等の援助を受けていること又は行っていること。
 - エ 税法上扶養親族として控除の対象としていること。
 - オ 各種保険において扶養親族としていること。

2 費用徴収額の認定及び徴収の時期は次のとおり行う。

- (1) 費用徴収額の認定は、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の市町村民税の所得割の額により行う。
 - ア 新規入院者については、入院時に認定を行い、入院した月から費用を徴収する。
 - イ 継続入院者については、毎年7月1日の措置入院者等について再認定し、7月診療分から再認定額を費用徴収する。
- (2) 認定後に世帯異動等があった場合は、その時点まで遡って改めて認定を行い、当該認定の翌月診療分から当該認定額により費用を徴収する。

(認定の手順)

第3条 認定は、次の手順により行う。

- (1) 措置入院者等又はその扶養義務者(配偶者及び措置入院者等と生計を一にする民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)をいう。以下同じ。)に対し、「措置入院者等の費用徴収額の認定に係る調査について」(別記様式1)により通知して、次の書類を徴し、扶養義務者の有無並びに措置入院者等及び扶養義務者の市町村民税の所得割の額等を調査する。
 - ア 「措置入院者等の費用徴収に関する申告書」(別記様式1-2)
 - イ 措置入院者等を含む世帯全員の住民票の謄本(措置入院者等と扶養義務者が別世帯の場合は、それぞれの世帯全員の住民票の謄本)
 - ウ 措置入院者等及び扶養義務者のうち、生活保護を受給している者については、福祉事務所長が発行する「生活保護証明書」

- エ 措置入院者等及び扶養義務者のうち、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合は受給の事実を確認できる書類
- (2) 前号の提出を受けたら、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき設置されている情報提供ネットワークシステムにより、必要な照会を実施するものとする。
 - (3) 市町村民税の所得割の額の把握に当たって、市町村等に課税情報を照会する際には、原則として、番号法に基づき照会すること。なお、照会に際しては、以下の取扱いが可能である。
 - ア 措置入院者等及びその扶養義務者から課税情報を照会するための同意を取る必要はないこと。
 - イ 措置入院者等及びその扶養義務者の個人番号については、番号法第14条第2項の規定により、住民基本台帳ネットワークを用いて取得すること。
 - (4) 提出された書類等を基に、「費用徴収額認定調書」（別記様式2）を作成し、費用徴収額の認定を行う。
 - (5) 費用徴収額を認定後、県知事名で「費用徴収額決定通知書」（別記様式3）により、納入義務者に対し通知する。
- 2 個人番号を収集できない場合及び情報照会が困難な場合は、前項第1号による書類のほか、次の書類を徴し、確認を行う。
- (1) 措置入院者等及び扶養義務者についての法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を証明する書類。
 - (2) その他、規則第10条による入院費の徴収額の認定のために必要な書類
- 3 その他、この費用徴収に係る取扱いは、次の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知により行う。
- (1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて」（令和元年5月23日付障精発0523第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）
 - (2) 「『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について』の一部改正に伴う費用徴収の運用について」（令和元年5月23日付事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）
 - (3) 「『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて』の一部改正について」（令和2年12月28日付障精発1228第2号 厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課長通知）

（費用徴収の方法）

第4条 費用徴収額の収入調定の時期は、原則として、診療月の翌々月とし、納入義務者に対し、毎月納入通知書を送付して徴収する。

(費用徴収の特例)

第5条 規則第11条第2号の規定による日割り計算により算定した額は、規則第10条別表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(減免)

第6条 災害・疾病等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、規則第12条の規定に基づき、費用徴収額の減免を行うことができる。

- (1) 規則第12条の規定による徴収の減免を受けようとする者は、「減免決定調査書」(別記様式4)にその事実を証する書類を添付して県に提出するものとする。
- (2) 前号の書類を受理したときは、必要な調査及び確認を行い、その減免を決定する。

(債権の管理)

第7条 費用徴収額の収納状況については、「費用徴収債権管理票」(別記様式5)により管理を行う。また、滞納が発生した場合は、次のとおり事務を行う。

- (1) 地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき、滞納者に対し早急に督促を行い、その交渉記録を整備する。
- (2) 納入が困難な者については、「納入誓約書」(別記様式6)により納入計画を提出させ、分割で納入させるなど効果的な徴収に努める。
- (3) 滞納者の所得及び資産等について、少なくとも年1回は調査を行う。
- (4) 地方自治法施行令第171条の5の規定に基づく徴収停止は、「徴収停止決議書」(別記様式7)に次の書類を添付して決議する。
 - ア 市町村民税額証明書
 - イ 固定資産課税台帳登録事項証明書
 - ウ その他徴収停止の決議に必要な書類
- (5) 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期処分は、「履行延期決議書」(別記様式8)に次の書類を添付して決議する。なお、履行延期の期間は1年以内とし、さらに延期が必要と認める場合は、再度決議する。
 - ア 履行延期願(別記様式9)
 - イ 市町村民税額証明書
 - ウ 固定資産課税台帳登録事項証明書
 - エ その他徴収履行延期の決議に必要な書類
- (6) 次に該当する債権については、不納欠損処分を行うものとする。
 - ア 地方自治法施行令第171条の5の規定に基づき徴収停止を行っている債権で時効となったもの。
 - イ 地方自治法施行令第171条の7の規定に基づき免除を行った債権。
 - ウ その他、法令の規定により免責される等、徴収不可能な債権で権利の消滅したもの。

(その他)

第8条 この要領に定める費用徴収の事務は、対象となる措置入院の診察に係る事務を行った本庁主管課又は保健所で行う。

- (1) 保健所長は、次の認定を行った場合は「費用徴収額認定調書」(別記様式2)の写しを、減免を行った場合は「減免決定調査書」(別記様式9)の写しを本庁主管課に提出すること。
- ア 新規の入院措置時に認定を行った場合
 - イ 7月に再認定を行った場合
 - ウ 認定後、世帯異動等により改めて認定を行い、費用徴収額が変更となった場合
- (2) 保健所長は、管理する債権に滞納がある場合は、毎年6月末までに「滞納者報告書」(別記様式10)を本庁主管課に提出すること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する

附 則

この要領は、令和3年11月8日から施行する